

○富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

平成22年10月8日

条例第25号

改正 令和元年10月10日条例第20号

令和4年3月30日条例第22号

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 土砂等による土地の埋立て等の規制（第9条—第25条）

第3章 雑則（第26条—第30条）

第4章 罰則（第31条・第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土等について必要な規制を行うことにより、災害の防止及び環境の保全を図り、もって市民の生命、身体及び財産の安全並びに良好な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂等 土地の埋立て又は盛土の用に供する土、砂利、岩石等で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。

(2) 土地の埋立て等 次に掲げる行為をいう。

ア 土砂等による土地の埋立て又は盛土をする行為

イ アに掲げる行為を行う場所を含む一団の土地の区域において、当該行為と一連の行為として行われる切土、床掘その他の土地の掘削をする行為

(3) 事業区域 土地の埋立て等を行う土地の区域をいう。

(4) 事業主 自ら土地の埋立て等を行う土地の所有者又は土地の埋立て等を行う権限を有する者をいう。

(5) 請負者 土地の埋立て等に関する工事を請け負う者をいう。

(6) 土地所有者等 土地の埋立て等を行う土地の所有者、占有者又は管理者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市の区域内における土地の埋立て等の状況を把握し、災害の防止及び環境の保全上支障がある土地の埋立て等（以下「不適正な埋立て等」という。）が行われないよう必要な施策を実施するものとする。

(事業主等の責務)

第4条 事業主及び請負者（以下「事業主等」という。）は、土地の埋立て等を行うに当たり、災害の防止又は環境の保全を図るための必要な措置を講じなければならない。

2 事業主等は、土地の埋立て等を行うに当たり、あらかじめ、隣接地土地所有者その他の当該土地の埋立て等の施行に係る関係人に対し、当該土地の埋立て等の内容について周知しなければならない。

3 事業主等は、土地の埋立て等の施行に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(土砂等を発生させる者の責務)

第5条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により土地の埋立て等が行われる場合においては、事業主等により不適正な埋立て等が行われることのないよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において不適正な埋立て等が行われることのないよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において不適正な埋立て等が行われることを知ったときは、当該不適正な埋立て等が是正されるために必要な措置を講じなければならない。

(適用範囲)

第7条 この条例は、次に掲げる土地の埋立て等について適用する。

- (1) 事業区域の面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満の土地の埋立て等
- (2) 事業区域の面積が500平方メートル未満であって、次のいずれかに該当する土地の埋立て等

ア 当該事業区域と一団であると認められる区域において、当該土地の埋立て等に着手する日前3年以内に土地の埋立て等が行われた、又は現に行われている場合は、その面積の合計が500平方メートル以上1,000平方メートル未満となる土地の埋立て等

イ 土砂等の量が500立方メートル以上1,000立方メートル未満となる土地の埋立て等

ウ 土砂等による土地の埋立て又は盛土を行うことにより、当該埋立て又は盛土を行った土地の部分の高さが1メートル以上となる土地の埋立て等

(一部改正〔令和4年条例22号〕)

(適用除外)

第8条 この条例は、次に掲げる土地の埋立て等については、適用しない。

- (1) 国、地方公共団体及び規則で定める公共的団体が行う土地の埋立て等
- (2) 他の法令の規定による許可、認可等に基づき行う土地の埋立て等。ただし、農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の許可又は届出により行う土地の埋立て等(以下「農地転用事業」という。)を除く。
- (3) 日常生活又は土地の管理のために行う土地の埋立て等で、災害の防止及び環境の保全上支障がないと市長が認めるもの
- (4) 非常災害のため、必要な応急措置として行う土地の埋立て等

第2章 土砂等による土地の埋立て等の規制

(土地の埋立て等の許可)

第9条 事業主は、土地の埋立て等を行おうとするときは、土地の埋立て等に着手する前に、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業主の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
- (2) 土地の埋立て等の目的
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 土砂等の量及び高さ
- (5) 土地の埋立て等の施行方法
- (6) 土地の埋立て等の施行期間
- (7) 請負者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
- (8) 現場管理責任者の住所及び氏名
- (9) その他市長が必要と認める事項

3 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

4 市長は、第1項の規定により許可をしたときは、事業主にその旨を通知するものとする。

この場合において、必要と認めるときは、災害の防止又は環境の保全を図るための条件を付することができる。

(許可の基準)

第10条 市長は、前条第2項に規定する申請の内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条第1項の許可をすることができない。

(1) 事業区域及びその周辺地域の災害の防止、環境の保全、通行の安全その他良好な生活環境の確保に関して必要な措置が講じられていること。

(2) 土地の埋立て等の施行方法が規則で定める施行基準（以下「施行基準」という。）に適合していること。

2 前項に定めるもののほか、土地の埋立て等を行う土地が農地である場合にあっては、市長は、当該土地の埋立て等が農地転用事業でなければ、前条第1項の許可をすることができない。

(変更の許可等)

第11条 第9条第1項の許可を受けた事業主（以下「許可事業主」という。）は、同条第2項第2号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 許可事業主は、第9条第2項第1号若しくは第6号から第9号までに掲げる事項の変更又は前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第9条第4項及び前条の規定は、第1項の許可について準用する。

(名義貸しの禁止)

第12条 許可事業主は、自己の名義をもって、他人に土地の埋立て等を行わせてはならない。

(地位の承継)

第13条 許可事業主について相続、合併又は分割（許可を受けた土地の埋立て等の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該土地の埋立て等の全部を承継した法人は、許可事業主が有していたその許可に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により許可事業主が有していた許可に基づく地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(開始の届出)

第14条 許可事業主は、許可を受けた土地の埋立て等を開始しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(施行方法)

第15条 許可事業主及び請負者は、施行基準及び許可の条件に従い、土地の埋立て等を行わなければならない。

(標識の設置)

第16条 許可事業主は、土地の埋立て等の施行期間中、事業区域又はその周辺の見やすい場所に、規則で定める標識を設置しなければならない。

(帳簿への記載)

第17条 許可事業主は、許可を受けた土地の埋立て等に用いた土砂等の実施日ごとの数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかななければならない。

(完了又は廃止の届出等)

第18条 許可事業主は、許可を受けた土地の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、その日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該土地の埋立て等が施行基準又は許可の条件に適合しているかを検査し、適合していないと認めるときは、許可事業主に対し、期限を定めて、必要な改善措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善措置勧告)

第19条 市長は、許可事業主が施行基準又は許可の条件に違反しているときは、当該許可事業主に対し、当該施行基準又は許可の条件に適合するために必要な改善措置をとるべきことを勧告することができる。

(改善措置命令)

第20条 市長は、許可事業主が前条の規定による勧告に従わないときは、当該許可事業主に対し、期限を定めて、必要な改善措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第21条 市長は、許可事業主が偽りその他不正な手段により第9条第1項若しくは第11条第1項の許可を受けたとき、若しくは第12条の規定に違反したとき、又は前条の規定による命令に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(中止命令)

第22条 市長は、第9条第1項又は第11条第1項の許可を受けずに土地の埋立て等を施

行っている事業主に対し、当該土地の埋立て等の中止を命ずるものとする。

(原状回復命令等)

第23条 市長は、第21条の規定により許可を取り消したとき、又は前条の規定により土地の埋立て等の中止を命じたときは、事業主に対し、期限を定めて、原状回復その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土地所有者等への通知)

第24条 市長は、許可事業主に対し、この条例の規定による土地の埋立て等の許可の取消し又は勧告若しくは命令を行ったときは、その旨及び必要と認める情報を土地所有者等に通知するものとする。

(土地所有者等に対する改善措置勧告)

第25条 市長は、土地の埋立て等が行われた土地において、土砂の流出、崩壊その他の災害により、市民の生命、身体又は財産の安全を著しく害する事態が生ずるおそれがあると認めるときは、その土地所有者等に対し、土砂の流出、崩壊その他の災害を防止するために必要な改善措置をとるべきことを勧告することができる。

第3章 雑則

(報告の徴収)

第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主に対し、土地の埋立て等の施行の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

2 事業主は、前項の規定により報告を求められたときは、その日から起算して10日以内に市長に報告しなければならない。

(立入検査)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に事業主等の事務所又は事業区域にある土地若しくは建物に立ち入り、土地の埋立て等の施行の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(意見の聴取)

第28条 市長は、第18条第2項又は第20条から第23条までの規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る事業主に対し、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容について通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、災害の防止若しくは環境の保全を図

るため緊急かつやむを得ないと認めるとき、又は当該事業主が正当な理由がなく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで当該処分を行うことができる。

(公表)

第29条 市長は、第18条第2項、第20条、第22条又は第23条の規定による命令に従わなかった事業主について、その事実を公表するものとする。

2 市長は、第25条の規定による勧告を受けた土地所有者等が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、同項の勧告を受けた土地所有者等に対し、弁明の機会を付与しなければならない。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

(罰則)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第1項又は第11条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者

(2) 第18条第2項又は第23条の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条の規定に違反して、標識を設置しなかった者

(2) 第26条第2項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第27条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

3 第11条第2項、第13条第2項、第14条又は第18条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(一部改正〔令和元年条例20号〕)

(両罰規定)

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に土地の埋立て等を施行している者は、平成23年1月31日まで

は、第9条第1項の許可を受けないで、引き続き当該土地の埋立て等を行うことができる。
その者が同日までに同条第2項に規定する許可の申請をした場合において、当該申請について許可又は不許可の決定の通知を受けるまでの間も、同様とする。

- 3 前項の規定により引き続き土地の埋立て等を行うことができる場合においては、その者をこの条例の規定に基づく市長の許可を受けた者とみなして、この条例の規定を適用する。

附 則（令和元年10月10日条例第20号）

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日条例第22号）

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第9条第1項の許可を受けた者、施行の日前に同項の許可の申請をし、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていない者及び同項の許可を受けずに土地の埋立て等を行っている者に係る改正後の富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に発せられている旧条例第18条、第20条、第22条、第23条の規定による命令は、なおその効力を有する。